

I. 調査概要

1. 住宅・土地統計調査

(1) 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸(住宅及び住宅以外で人が居住する建物)に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

本調査は昭和 23 年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成 10 年調査時に変更したものであり、平成 30 年調査はその 15 回目に当たる。

(3) 実施機関

総務省統計局、兵庫県、神戸市

(4) 調査の時期

平成 30 年 10 月 1 日現在

(5) 調査対象

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯。

(6) 抽出方法

平成 22 年国勢調査区を第1次抽出単位とし、抽出させた標本調査区を基本とする調査単位区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出法によって行った。

(7) 調査地域

平成 27 年国勢調査調査区の中から市内約3万 6 千世帯を対象に、標本調査(サンプル調査)した。(全国では約 22 万調査区(平成 27 年国勢調査の約 1/5)から約 370 万世帯、兵庫県内では 7, 928 調査区から約 15 万 4 千世帯を対象としている。)

2. 住生活総合調査

(1) 調査の目的

住生活総合調査は、全国の普通世帯の住宅及び居住環境に対する評価、住み替え・改善意向の有無と内容、住み替え・改善の実態等を把握することにより、住宅政策の基礎的資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

本調査は、平成 15 年までは、「住宅需要実態調査」として継続的に実施してきたもので、昭和 48 年以降は、住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同年に、5年周期で実施してきた。平成 20 年調査から、住宅・土地統計調査との連携を強化し「住生活総合調査」と名称を改め実施している。

(3) 実施機関

国土交通省住宅局、兵庫県、神戸市

(4) 調査の時期

平成 30 年 12 月 1 日現在

(5) 調査対象

平成 30 年住宅・土地統計調査の調査対象世帯のうち普通世帯から無作為に抽出した世帯。

(6) 抽出方法

平成 30 年住宅・土地統計調査と同様に、平成 27 年国勢調査の調査区を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法により、調査区として 90 を抽出し、さらに、それらの調査区毎に、平成 30 年住宅・土地統計調査で調査対象となった住戸から 12 戸を系統抽出した。

(7) 集計

平成 30 年住宅・土地統計調査の結果と連結して集計した。その際、平成 30 年住宅・土地統計調査における推計世帯数をベンチマークとする比推定により、住宅・土地統計調査結果の推計世帯数に合致するように推定した。

(8) 備考

過年度に実施した「神戸市の住宅・住環境の現状調査報告書(平成 30 年 住宅・土地統計調査および住生活総合調査)」においては、神戸市において追加調査を実施し、統計上有意となるサンプル数を確保していたが、本調査においてはサンプル数が少なく(回収世帯数(神戸市:365))一定の精度を確保する上で、一部の属性を統合のうえ、クロス集計などを実施している。

	区分		サンプル数	想定誤差			小計
				5%水準	10%水準	10%以上	
全体			365	○			365
行政区	都心区	東灘区	59			○	188
		灘区	33			○	
		中央区	45			○	
		兵庫区	0	—	—	—	
		長田区	51			○	
	郊外区	須磨区	5			○	177
		垂水区	52			○	
		北区	56			○	
		西区	64			○	
建て方	一戸建		140		○		365
	長屋建(テラスハウスを含む)		6			○	
	共同住宅		218		○		
	その他		1			○	
構造	木造(防火木造を除く)		46			○	365
	防火木造		86		○		
	鉄筋・鉄骨コンクリート造		203		○		
	鉄骨造		30			○	
所有関係	持家	持ち家	273		○		273
	借家	民営の賃貸住宅	44			○	92
		都道府県・市区町村営賃貸住宅	24			○	
		都市再生機構・公社などの賃貸住宅	23			○	
		給与住宅	1			○	
家族構成	その他の単身	単身(35歳未満)	7			○	40
		単身(35歳～64歳)	33			○	
	高齢単身	単身(65歳～74歳)	31			○	61
		単身(75歳以上)	30			○	
	その他の夫婦	夫婦(65歳未満)	37			○	37
	高齢夫婦	夫婦(65歳以上)	64			○	64
	子育て世帯	親と子(長子5歳以下)	12			○	50
		親と子(長子6～11歳)	15			○	
		親と子(長子12～17歳)	23			○	
	その他	親と子(長子18～24歳)	33			○	113
		親と子(長子25歳以上)	54			○	
		その他の親族世帯	25			○	
非親族世帯		1			○		
その他	65歳以上の高齢者のみ世帯		122		○		122
	75歳以上の高齢者のみ世帯		52			○	52